

令和 7 年度介護関連資格取得に係る援助のしおり

当基金では、中国又は樺太帰国者のご家族でホームヘルパーや介護福祉士など介護関連資格の取得を目指す方のために、受講料の一部や受験手数料を援助いたします。援助をご希望の方はこの「しおり」をよくお読みになって申請手続をしてください。

1 援助の目的

当基金は、中国又は樺太帰国者の自立支援を目的として、経済的に困難な方に対して、介護職員初任者研修講座の受講料の一部を援助します。また、介護に関わる就業上のキャリアアップのために、より上級の介護福祉士などの資格取得のための受験対策講座の受講料の一部や受験手数料を援助いたします。

2 援助の対象となる講座

- (1) 介護職員初任者研修講座
- (2) 介護福祉士受験対策講座
- (3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）受験対策講座
- (4) 介護福祉士実務者研修講座（ただし、実務経験ルートによる受験資格を得るために受講する場合に限ります）
- (5) 福祉住環境コーディネーター受験対策講座
- (6) 同行援護従業者養成研修講座（一般課程、応用課程）
- (7) 全身性障害者外出介護従業者養成研修講座
- (8) 重度訪問介護従業者養成研修講座
- (9) その他、介護従業者養成に資する研修で事務局が認める講座
 - * 上記 9 つの講座について、援助はそれぞれ一回のみとなります。
 - * 介護福祉士受験対策講座、介護支援専門員受験対策講座関連の模擬試験料及び福祉住環境コーディネーターの受験対策セミナーも援助の対象となります。

3 援助の対象となる方

中国または樺太帰国者 2 世、3 世、4 世並びにそれぞれの配偶者で、ヘルパーや介護福祉士等の介護関連資格取得をめざして、養成講座や受験対策講座を受講する強い意思があり、当該講座受講に必要な日本語をすでに習得していて、当基金における「介護情報バンク」※への協力に同意できる方。

ただし、4 世並びにその配偶者については日常会話程度の中国語或いはロシア語が話せる方のみが援助対象になります。

※①介護資格支援充実のためのアンケート調査や介護資格取得事業紹介のための取材への協力

②帰国者を支援する介護事業所や中国語対応可能な介護事業所等の情報提供

((公財) 中国残留孤児援護基金個人情報保護規程に基づき、申請者の個人情報を適切に管理します。)

4 援助額

当該講座受講料（消費税含む）の８０％（千円未満切り捨て）。

但し、援助額の上限は８０，０００円

国家試験等及び検定試験の受験手数料の全額。

（受験手続きに必要な郵便料金、振込料は含まない。）

* 介護福祉士受験対策講座及び介護支援専門員受験対策講座は模擬試験料を含みます。

5 申請手続

援助を希望する方は、「別表１」に定める申請書類書類を当基金へ提出してください。

6 申請時期

（１）介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、同行援護従業者養成研修講座、全身性障害者外出介護従業者養成研修講座及び重度訪問介護従業者養成研修講座等は、講座修了後から１年以内です。

（２）介護福祉士受験対策講座及び介護支援専門員受験対策講座を受講した方は受験対策講座修了後、模擬試験を受験した方は受験後、国家試験等を受験した方は合否発表後、各１年以内です。

* 受験対策講座、模擬試験、国家試験等に対する援助を複数受ける場合は、最後に生じた事象の日から１年以内です。

（３）福祉住環境コーディネーター受験対策講座を受講した方は受験対策講座修了後、検定試験を受けた方は合格発表後、各１年以内です。

* 受験対策講座、検定試験に対する援助を複数受ける場合は、最後に生じた事象の日から１年以内です。

7 援助金の支給時期

上記６を受付けた月の翌月末。

8 その他

（１）国家試験等及び検定試験の受験手数料は制度発足年度から認めます。

（２）過去に援助を受けて受講した講座に対する再度の援助は行いません。

（３）虚偽や不正な手段及び申請者に故意又は重大な過失があったにも関わらず援助を受けたことが判明した場合、該当者は直ちに援助額の全額を一括して返還しなければなりません。また、必要に応じ、当基金は申請者の受講事実を確認するための調査を行うことがあります。

（４）援助者数は各ブロック毎に１２名を上限とし年間４７名となります。ただし、４７名に達しない場合でも予算の上限に達した場合は援助を終了することがあります。また、ブロック内の援助者数が１２名に達した場合でも年度末に予算に余裕がある場合は追加で援助する場合があります。

9 問い合わせ及び申請書類の送付先

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町１－６－８

Imas Works Bakurocho 4 階

（公財）中国残留孤児援護基金 業務調査課

TEL：０３－６６６７－０５５２

FAX：０３－６６６７－０５５３